

確定申告に関するお知らせ

税理士による無料申告相談 ～当日、パソコンで申告書の作成ができます～

■ 課税課 ☎ (93) 0443

年金受給者や給与所得者の所得税及び復興特別所得税の申告書を作成して提出できます。申し込みは不要です。

■日時 2月3日(月) 10:00～16:00(開場 9:45)
※混雑状況などにより、受付を早めに終了する場合があります。

■場所 すこやかセンター2階会議室1
■持ち物
○源泉徴収など申告に必要な書類 ○筆記用具 ○電卓 ○印鑑

○マイナンバーに係る本人確認書類 (①マイナンバーカードまたは②通知カードなどの番号確認書類と身元確認書類) の写しなど

○前年に申告した人は、前年の申告書などの控え

○成田税務署からハガキや封書で「確定申告書」や「確定申告のお知らせ」が届いている人は持参してください。

○成田税務署の申告書作成会場でパソコンによる申告書の作成を行ったことがある人は、そのときの控え

○医療費控除を受ける人は、事前に「医療費等の明細書」を作成してきてください。申告書や明細書などの様式は、国税庁ホームページで入手できます。

■注意事項
○申告書などの提出のみの場合は、直接税務署に持参するか、郵送で提出してください。用紙の配布のみは行いません。

○事業所得、農業所得、不動産所得、先物取引に係る雑所得、土地・建物及び株式などの譲渡所得がある場合、損失などの繰越控除がある場合や住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)適用初年度の人は参加できません。

社会保険料控除用納付額確認書などの送付

2019年中に支払った国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料が社会保険料控除として所得から控除できます。市や日本年金機構からの納付額確認書などが送付されますので、申告時に利用してください。

▼国民健康保険税納付額確認書 ▼後期高齢者医療保険料納付額確認書 ▼介護保険料納付額確認書

市から1月下旬に発送します。これらの書類がなくても支払い額を領収証書で確認し、申告することができます。(普通徴収で納めた人)

▼国民年金保険料の納付証明書
日本年金機構から、2月上旬に送付されます。年金保険料で、社会保険料控除を受けるときは、申告時に証明書や領収証書の添付が義務付けられています。

■問い合わせ先
●国民健康保険税について 納税課 ☎ (93) 0434 国保年金課 ☎ (93) 4084

●後期高齢者医療保険料について 国保年金課 ☎ (93) 4085

●介護保険料について 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

●国民年金保険料について ねんきんネット専用ダイヤル ☎0570(058)555/☎03(6700)1144

おむつの医療費控除

■ 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

おむね6か月以上遷たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります。

■おむつ代で医療費控除を受けるときは
次の書類を用意して確定申告をしてください。

○おむつ代の領収書 ○おむつ使用証明書(医師が発行します。様式は市高齢者福祉課窓口でも配布しています。)

2年目以降の人は
おむつ使用証明書の代わりに『おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書(「以下、「確認書」)』を高齢者福祉課窓口で交付しています。確認書の交付には条件があります。詳しくは問い合わせてください。

■注意事項 確認書の交付を受けられないときは、おむつ使用証明書を添付して確定申告をしてください。

令和2年度 市・県民税の申告受付相談

■ 課税課 ☎ (93) 0443
(土・日曜日、祝日を除く)

■日時 2月4日(火)～13日(木) 9:00～12:00/13:00～16:00
■場所 市役所庁舎1階会議室

申告が必要な人
令和2年1月1日現在、市内に住んでいた人で、次のいずれかに該当する人

●所得税の確定申告は必要ないが、市・県民税で各種控除を受けようとする人

●所得が給与所得のみで、勤務先から市役所に給与支払報告書が提出されていない人

●失業保険、障害年金・遺族年金など、非課税の所得のみで生計を立てていた人

●所得がなく、別世帯の人の扶養親族になっている人

●所得がなく、誰の扶養控除対象にもなっていない人

●富里市に住んでいないが、令和2年1月1日現在に事務所・家屋敷のいずれかが富里市内にある人

申告が不要な人
●令和元年分の所得税の確定申告をする人

●勤務先から給与支払報告書(年末調整済)が提出される人

●同一世帯の家族の扶養控除対象者になっている人

医療費通知を活用した医療費控除申告

■ 国保年金課 ☎ (93) 4083

確定申告で医療費控除をうける場合、医療費控除の明細書の提出が必要ですが、医療費通知を添付することで、その記載を簡略化でき、医療費通知に記載のある医療費の領収書の提出・保存が不要となります。

■令和元年度の医療費通知発送月(診療年月)
①令和元年8月27日発送済み(平成31年1月～令和元年5月)

②1月中旬発送(令和元年6月～10月)

③2月中旬発送(令和元年11月)

④3月中旬発送(令和元年12月)

※市からの通知は、富里市国民健康保険証で受診した人に送付します。その他の医療保険者の通知は、各医療保険者に問い合わせてください。

■注意事項
○医療費通知に記載のない医療費を申告する場合、その領収書に基づき医療費控除の明細書への記載が必要です。また、その場合は、確定申告をしてから5年間、領収書の保存が必要です

○医療費助成、出産育児一時金、高額療養費などで自己負担額が異なるときは、その金額を差し引いて申告してください。

公的年金の源泉徴収票が送付されます

■ 問い合わせ先 ● 専任年金事務所 ☎043(212)8621
● ねんきんダイヤル ☎0570(05)1165

厚生年金や国民年金など、老齢(退職)を支給事由とする老齢年金を受けている人に、源泉徴収票が1月下旬に送付されます。

障害年金や遺族年金は非課税ですので、受給者に対する源泉徴収票の送付はありません。

■確定申告が必要な人
○公的年金収入が400万円を超える

○公的年金収入が400万円以下で、公的年金以外の所得合計が20万円を超える

○公的年金の源泉徴収票の内容に変更・追加がある(扶養控除や本人控除、社会保険料控除など)

※所得税の確定申告は必要ないが市・県民税で各種控除を受ける人は、市・県民税の申告が必要です。

要介護認定を受けている高齢者に 「障害者控除対象者認定書」を発行します

■ 申請先 高齢者福祉課 ☎ (93) 4980

市では、要介護認定を受けている人で、一定の判定基準に該当する人に対し、『障害者控除対象者認定書』を発行しています。この認定書を市・県民税や所得税の申告時に提出をすると、身体障害者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます。

■表1 障害高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	身体障害者(1・2級)に準ずる	C2	日常生活活動の食事、排泄、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、自力で寝返りを行うことなく、ベッド上で常時寝ている
		C1	ベッド上で常時寝ているが、自力で寝返りをうち体位を変えることができる
		B2	生活の大半をベッド上で過ごし、車いすの移乗や、食事または排泄などについても介護者の援助を要する
		B1	生活の大半をベッド上で過ごす、自力で座位を保ち車いすに移乗し、食事または排泄はベッドから離れて行うことができる
障害者	身体障害者(3～6級)に準ずる	A2	寝たり起きたりの状態にはあるもののベッドから離れている時間が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない
		A	寝たり起きたりにはしているものの食事、着せ替、着替え時はもとより、ベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する

なお、全ての『要介護認定を受けている人』が該当するわけではありませんので、詳しくは問い合わせてください。

■対象
次の要件を全て満たす人
○令和元年12月31日時点で、65歳以上の人

○要介護認定を受けている人で、下表の判定基準に該当する人

■持ち物
印鑑、介護保険被保険者証

■表2 認知症高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	知的障害者(重度・最重度)に準ずる	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする
		IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻りに見られ、常に介護を必要とする
		IIIb	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
		IIIa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
障害者	知的障害者(軽度・中軽)に準ずる	IIb	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
		IIa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる

千葉県動物愛護センター 各教室などのお知らせ



会場は全て動物愛護センター<御料709-1>で開催します。また、実技講座以外は、全て動物愛護センターに問い合わせ・申し込みをしてください。

■ 申込先 動物愛護センター ☎ (93) 5711

犬のしつけ方教室

基礎講座

■日時
○1月17日(金) ○2月13日(木) ○3月9日(月)
講習10:00～12:00 受付9:30～10:00
■定員 各日20組 ■費用 無料

実技講座(公財)千葉県動物保護管理協会が開催します。

■日時 ○1月17日(金) ○2月9日(日) ○3月9日(月)
講習13:00～15:00 受付12:30～13:00
■定員 各日10組 ■費用 3,000円(税別)
■ 申込先 (公財)千葉県動物保護管理協会 ☎043(214)7814

パピークラス

子犬(生後6か月くらいまで)同伴で参加できる飼い方教室です。
■日時 ○1月15日(水) ○2月19日(水) ○3月18日(水)
10:00～12:00
■費用 無料

飼い主さがしの会

犬・猫が欲しい人、あげたい人との出会いの場です。受付時間に遅れると、参加できませんので注意してください。

■日時
○1月11日(土) ○2月9日(日) ○3月7日(土)
▼犬・猫が欲しい人
講習9:30～10:00 受付9:00～9:30
▼犬・猫をあげたい人
受付 9:30～10:00 ※11時終了予定
■費用 無料



一般譲渡会【予約不要】

愛護センターの成犬・成猫を譲渡します。直接受付時間にお越しください。受付時間に遅れると参加できませんので注意してください。

■日時
○1月16日(木) ○2月6日(木) ○2月22日(土)
受付 9:00～9:30
■費用 無料

古紙の拠点回収

■ 環境課 ☎ (93) 4946

■日時 1月26日(日)
※雨天決行
9:00～11:30/13:00～15:00



■場所 中部ふれあいセンター駐車場

当日回収できる紙類

	分け方	出し方
紙類	○新聞(チラシ含む) ○雑誌	種類ごとにひもで束ねる
	○段ボール ○紙封筒	
	○トイレットペーパー・ラップフィルムの芯	水洗いして切り開き、乾かし、紐で束ねる
	○飲料用紙パック	
○パッケージペーパー(お菓子の箱、紙袋など)	紙袋に入れるか、紐で束ねる	